



6月議会定例会を開催
一般質問に5人の議員が登壇

6月議会定例会が6月4日(火)から7日(金)までの4日間の日程で開催されます。今回の定例会では、報告3件、承認4件、条例の一部改正議案3件、規約変更に関する協議1件、令和6年度補正予算議案3件の11議案(報告を除く)が審議される予定です。

議会初日には、各議案の審議決定を行い、令和6年度補正予算については、予算決算

日次	期日	会議名	開議時刻	事項
初日	6月4日(火)	本会議	午前9時	議案審議
		委員会	本議会終了後	予算決算常任委員会(補正予算審査)
		委員会	午後1時30分	総務文教福祉常任委員会(所管事務調査)
				産業建設生活常任委員会(所管事務調査)
2日目	6月5日(水)	本会議	午前9時	一般質問(5人) 補正予算採決
3日目	6月6日(木)	休会		
最終日	6月7日(金)	本会議	午前9時	議案審議



群馬県町村会
栗原町長が副会長に選任されました

栗原町長が、令和5年12月28日に群馬県町村会長に選任され、令和6年5月8日に群馬県町村会副会長(第1順位)に選任されました。これらの役職に選任されたことで、10以上の充て職に就任することになり、今までの公務とは別に充て職に係る公務が加わることとなります。

その結果、本意ではありませんが、今後、公務重複などにより町の各種会議・会合などを欠席せざるを得ないケースが増えることを町民の皆さまにお知らせするとともに、



そのことが理由でおろそかな町政にならないよう、全力で頑張りますので、よろしくお祈りします。

問合せ 秘書人事係
☎82-6121



板倉まつり
板倉まつりの協賛金にご協力を

第40回板倉まつりを、8月3日(土)に板倉町役場南側駐車場にて開催する準備を進めています。

前回に引き続き、板倉まつりを盛り上げるため、町民のかたからの協賛金のご協力をお願いいたします。

協賛内容の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

問合せ 板倉まつり運営委員会事務局(商工観光係内)
☎82-6139
✉k-shoko@town.itakura.gunma.jp

◆一般質問通告者 質問事項

- 期日 6月5日(水)
- 森田義昭議員(9時)
- 町長の進退について
 - 職場環境に適応した軽装について
 - 保育園について
 - 須藤稔議員(10時15分)
 - 総合計画の健康の増進について
 - クールシェアの取り組みについて
 - 新規工業用地について
 - 尾澤将樹議員(11時15分)
 - 認知症で歩き回る心配のある方のご家族について
 - 藪之本佳奈子議員(13時)
 - 子ども子育て支援事業に関するニーズ調査について
 - ふるさと納税返礼品提供事業について
 - 青木文雄議員(14時15分)
 - 人口戦略会議が発表した消滅する可能性のある自治体に板倉町が該当したことについて
 - アニメ、映画、ドラマ、CMなどの撮影の誘致について

◆議会傍聴

本会議および委員会の傍聴を希望されるかたは、入り口で受付票に住所、氏名、年齢をご記入ください。

◆議会動画配信
板倉町議会では、録画動画配信をしています。

視聴の方法は、板倉町議会ホームページからご覧いただくか、YouTube(「板倉町議会」と検索)でもご覧いただけます。なお、6月議会は、令和6年7月中旬に配信予定です。

問合せ 庶務課
☎82-6154



体育協会会長
石川和孝さんが新たに就任しました



石川和孝さん

5月7日(火)に開催された板倉町体育協会総会で、石川和孝

孝さん(大字板倉)が新たに板倉町体育協会会長に就任されました。

また、今回の改選で退任されました前会長小野田元伸さん(大字飯野)は、6年間にわたり板倉町スポーツ振興に貢献されました。

問合せ スポーツ振興係
☎82-0858



広報編集委員
新たに2人の委員を委嘱しました



小島重雄さん 館野佳光さん

小島重雄さん(大字岩田)、館野佳光さん(大字海老瀬)が、

新たに広報編集委員を委嘱されました。

また、4年間活躍された間、明田憲志さん(大字粉谷)、栗原友孝さん(大字海老瀬)に感謝状が贈られました。

広報編集委員は、町民目線で広報などに意見をいただくほか、フェイス(人物紹介コーナー)で町内外で活躍するかたを紹介する原稿の執筆をしていただいています。

問合せ 情報広報係
☎82-6124

雑草の処分方法

雑草は、乾燥させることでかさが減り、重量も軽くなります。ごみ袋を減らすとともに、減量することで処理費用が抑えられます。

また、ごみステーションに捨てずに土に埋めるのも環境に優しい処分方法です。

燃やして処分するのは禁止

ごみや雑草を燃やす行為は、一部例外を除き法律で禁止されています。環境に悪影響を及ぼすほか、煙やにおいで、ご近所トラブルになる恐れもあります。また、火災になる恐れもあり大変危険です。

雑草を生えにくくする工夫

「防草シート」を敷くことが効果的です。防草シートは、日光を遮断して雑草を育ちにくくするものです。防草シートを敷いた上に砂利などを敷き詰めれば、見た目にも美しい庭をつくることができます。

問合せ 環境下水道係
☎82-6132

【入札結果】 予定価格が250万円(税込み)を超えるものを掲載。全ての入札結果および詳細は、町ホームページに掲載しています。 問合せ 財政係 ☎82-6126

執行日	件名	場所	予定価格(税抜) 設計金額(税抜)	最低制限価格(税抜)	落札金額(税抜)	落札率	落札者
5月1日(火)	令和6年度 合の谷災害対策事業 排水ポンプ更新工事	海老瀬地先	593万円	415万円	580万円	97.8%	㈱神寛
5月1日(火)	令和6年度 邑楽東部第1排水機場 点検整備業務委託	邑楽東部第1排水機場	495万円	なし	410万円	82.8%	㈱スガテック 関東支店

個人住民税所得割の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度の所得税および令和6年度分の個人住民税所得割において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税所得割の定額減税の概要は以下のとおりです。

- 減税額** 本人、配偶者を含む扶養親族（国内居住者に限る）1人につき1万円
- 対象者** 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

徴収方法（令和6年度分）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月でならされます。



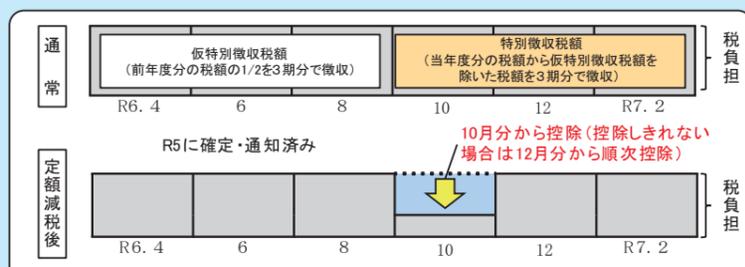
② 普通徴収（事業所得者など）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金などの所得に係る特別徴収（年金所得者）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 所得税についても、本人、配偶者を含む扶養親族（国内居住者に限る）1人につき3万円の定額減税が実施されます。詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzen/index.htm>)
- 減税しきれないと見込まれるかたには、別途給付金（調整給付）が支給されます。該当するかたには、次のとおり町から通知します。なお、個人住民税所得割と所得税の両方が課税されず、減税の対象とならないかたは、この給付金は支給されません。
 - ・町が、既にマイナンバーにひも付く公金受取口座情報を取得できたかたには、6月中旬以降にハガキで通知する予定です（申請不要）。
 - ・それ以外の該当者には、申請に必要な書類を6月下旬以降に封書で送付する予定です。詳しくは、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

問合せ 住民税係 ☎82-6127



板倉ニュータウン個人紹介制度
分譲宅地の購入希望者を紹介してください

町では、板倉ニュータウン分譲宅地の購入希望者を紹介していただいたかたに、謝礼金を交付しています。
対象者および謝礼金額
▼板倉町に居住する紹介者（板倉ニュータウン居住者を除く）10万円
▼板倉町外に居住する紹介者5万円
※板倉ニュータウン居住者の場合は、群馬県企業局から謝

礼金10万円が交付されます。
対象地 群馬県企業局が直接販売している板倉ニュータウン分譲地（建売分譲地は対象外）
紹介の成立要件
○売買契約の締結
○土地代金の納入
○土地の引渡し
受付場所 板倉ニュータウン販売センター
問合せ 誘致推進係
☎70-4040



板倉ニュータウン宅地分譲
ぜひ見学に来てください

群馬県企業局が分譲する板倉ニュータウンでは、随時分譲宅地の申し込みを受け付けています。住宅の購入を検討されているかたは、ぜひ見学にお越しください。詳しくは、板倉ニュータウンホームページをご覧ください。
宅地分譲の概要
所在地 板倉町朝日野・泉野
面積 200㎡（約60坪）
456㎡（約138坪）

分譲価格 593万円（
申込場所 板倉ニュータウン販売センターまたは板倉ニュータウンホームページ
問合せ 板倉ニュータウン販売センター
☎0120-70-4051
○群馬県企業局団地課
☎027-226-3955



ニュータウンホームページはこちら



パソコン・小型家電のリサイクル
いつでも不用品を宅配便で回収できます

町では、環境省・経済産業省から小型家電リサイクル法の認定を受けたリネットジャパンリサイクル㈱と協定を締結し、家庭で不用になったパソコン・小型家電の宅配便を活用した回収リサイクルを始めます。古くても、故障していても「どんなパソコン」でも回収できます。また、パソコンと一緒にプリンタなどの周辺機器やその他の小型家電も回収できます。

- 利用方法**
- ①リネットジャパンリサイクル㈱へ申込み（二次元コードまたは電話）。
 - ②不用なパソコンをダンボール（3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内）に詰める。
 - ③宅配業者（佐川急便）が希望日時に回収します。
- 料金** パソコンを含む1箱分の回収料金・リサイクル料金

どんなパソコンでも回収できます！

どんなに古くてもOK！ HDDが無いPCもOK！ 壊れて動かなくてもOK！

パソコン周辺機器も、一緒に回収可能です

接続・電源ケーブル モニター マウス・キーボード パソコンパーツ・基盤

申込みはこちら



申込みはこちら

が無料です。ただし、パソコンを含まない場合は、1箱当たり1,760円（税込）です。
申込み・問合せ リネットジャパンリサイクル㈱
☎0570-1085-800
(午前10時～午後5時)

録音機能付き電話で
特殊詐欺を撃退

自動応答や通話自動録音機能を備えた電話機や、電話線と電話機の間に接続して録音機能を有する機器の購入に対して補助金を交付します。
対象 世帯全員が町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している65歳以上のかた
※一世帯につき1台限り
補助金額
購入費用の2分の1以内、ただし上限金額6,000円で千円未満切り捨て
申請方法
購入した日から1年以内に左記のものをそろえて提出してください。
○申請書
○領収書
○機能が確認できるパンフレットまたは取扱説明書
※申請書は、安全安心係または町ホームページからダウンロードできます。
問合せ 安全安心係
☎82-6123